

離婚届をされた方へ

どの手続きの際にも「本人確認書類」を必ず持参するようお願いいたします。
また、ご不明な点などございましたらお気軽に担当課までお問い合わせください。

【開庁時間】 午前8時30分～午後5時15分（土日祝を除く）

- ・藤岡市役所 本庁 0274-22-1211（代）〒375-8601 藤岡市中栗須327番地
- ・鬼石総合支所 0274-52-3111（代）〒370-1492 藤岡市鬼石170番地1

【夜間窓口】※お受けできない手続きがございます。ご利用する場合、事前に担当課へご確認ください。

- ・藤岡市役所 本庁舎1階（市民課／保険年金課／納税相談課／税務課）
- 毎週水曜日 午後5時15分～午後8時

※戸籍ができるまでに離婚届を藤岡市に提出した日から1～2週間程度かかります。

対象者	担当課	『手続き名』 ◎手続きに必要なもの
子どもを同じ戸籍 にしたい方	本庁舎 1階 市民課（③・④番窓口） 市民窓口係 直通40-2256	☆『入籍届』 裏面に案内があります。
マイナンバーカード または住基カード をお持ちの方		☆『券面記載事項変更届』 ◎マイナンバーカードまたは住基カード、暗証番号 ※写真付きでない住基カードの方は、手続き不要です。
配偶者と生計が別 となる方		☆『世帯分離届』 届出人：新たに世帯を設ける方 ◎本人確認書類
配偶者の扶養 から外れた方	本庁舎 1階 保険年金課（⑤・⑥番窓口） 国保係 直通40-2822 医療年金係 直通40-2259	『国民健康保険加入』『国民年金（1号）加入』 『離婚時の年金分割制度』 担当：保険年金課へご相談ください。⑥番窓口
母子・父子家庭 になる方  事前相談はこちらから 二次元コードを読み 取ってください	保健センター 1階	『福祉医療の申請』 担当：医療年金係へご相談ください。⑤番窓口
特別児童扶養手当 の受給者が変わる方		『児童扶養手当の申請』 担当：子ども家庭支援係へご相談ください。
児童手当 の受給者が変わる方	子ども課	『特別児童扶養手当の受給者変更手続き』 担当：子ども家庭支援係へご相談ください。
保育所・幼稚園・認定こども園 を利用している方	子ども家庭支援係 直通40-2286	『児童手当消滅届及び新規申請』 担当：子ども家庭支援係へご相談ください。
障害者手帳 （身体・知的・精神） をお持ちの方	児童福祉係 直通40-2385	『教育・保育給付認定変更届出書』 担当：児童福祉係へご相談ください。
障害福祉サービス を受けている方		☆『住所変更』・『氏の変更』など ◎障害者手帳 ◎マイナンバーカード
自立支援医療 （更生・育成・精神通院医療） を受給されている方		福祉課 障害福祉係 直通40-2384
特別障害者手当等 を受給されている方		
上・下水道 の使用名義人が変わる方	東庁舎 1階 経営課 料金担当 直通22-1951	『使用中止の届出』 電話受付も可能 ※料金の精算が必要になります。 土・日・祝日も開庁時間内は受付をしております。
犬 の所有者が変わる方	本庁舎 1階 環境課 生活保全係 直通40-2264	☆『犬の登録事項変更等届』 ※新しい所有者が窓口へお越しください。
市営住宅 にお住まいの方	中庁舎 1階 建築課 住宅係 直通40-2326	☆『各種届・申請等』 担当：住宅係へご相談ください。
市税等の納付で 口座振替を利用 されていた方	本庁舎 1階 納税相談課 管理係（⑦番窓口） 直通40-2830	『口座名義人にご注意ください』 ご自分の名義の口座から、離婚相手の市税等が 意思に反して引き落とされてしまったといったことがない様に ご確認ください。廃止や変更には、申請が必要です。
藤岡市若年がん患者 在宅療養支援 を受けている方	保健センター 2階 健康づくり課 健康増進係 直通40-2808	『申請内容の変更』 ◎藤岡市若年がん患者在宅療養支援事業利用変更 （中止）申請書

☆の付いた手続きは鬼石総合支所鬼石振興課 鬼石住民係でも行えます。

お子さまを同じ戸籍にするために

離婚をしても、お子さまの戸籍に変動はありません。

父（母）の戸籍に入っている子を母（父）の戸籍に入れるには、家庭裁判所の許可が必要になります。
（父母の離婚後の氏が同じであっても許可が必要です）

◎許可の申請手続きに必要なもの

- 1 申請用紙（裁判所でもらえます）
- 2 離婚後の親権者の戸籍謄本
- 3 離婚後の子の戸籍謄本
- 4 収入印紙（お子さま1人につき1件分）
- 5 郵便切手

2～5をそろえてお子さまの住所を管轄する家庭裁判所に申請してください。

※詳しくは家庭裁判所にお問い合わせください。

高崎家庭裁判所 TEL 027-322-3541

家庭裁判所の許可が出たら

裁判所から許可の通知が届いても、市区町村役場に届出をしなければお子さまと同じ戸籍にはなりません。

住所地または本籍地の市区町村役場で入籍届の手続きをしてください。

※お子さまが15歳以上の場合はお子さまが届出人になるので、本人の署名が必要となります。

◎入籍届に必要なもの

- 1 氏の変更許可書（裁判所から郵送されたもの）
- 2 マイナンバーカード（お持ちの方で、氏が変わる方のみ）
※戸籍謄本の添付は、令和6年3月1日から不要になりました。

上記必要なものを揃えて市区町村役場で入籍届の手続きをしてください。

※ご不明な点については、市民課までお問い合わせください。

藤岡市役所 市民課 TEL 0274-40-2256（直通）